

第八号様式 自動車検査証記入申請書
備考欄補助シート (第二条関係)

[illegible]

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することが出来る。

附則

第一条 この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

(經過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第八号様式による申請書については、第二条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第八号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができらる。

(指定自動車整備事業規則の一部改正)

第三条 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「第三十五條の三各号」を「第三十五條の三第一項各号」に改める。

(道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令の一部改正)

第四条 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（昭和四十八年運輸省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第三号中「第三十五条の三第四号又は第五号」を「第三十五条の三第一項第四号又は第五号」に改め、同表第六号中「第三十五の三第一号」を「第三十五条の三第一項第一号」に改め、同条第二項の表第二号中「第三十五条の三第四号又は第五号」を「第三十五条の三第一項第四号又は第五号」に改める。

○環境省令第九号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号）の施行に伴い、環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の構成例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十一日

環境大臣 小池百合子

環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年環境省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十六号」を「第二十三号」に改め

附則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

○環境省令第十号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する

規則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十一日

環境大臣 小池百合子

環境省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

第一項、「別表第十二号」を「別表第十九号」に、「平成十五年政令第七十八号」第九条を「平成十五年政令第七十八号」第七条に、「構造改革特別区域法施行令第九条」を「構造改革特別区域法施行令第七条」に改める。

様式第一、様式第二、様式第三及び様式第四中「構造改革特別区域法施行令第9条」を「構造改革特別区域法施行令第7条」に改める。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一二—〇（職員の懲戒）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成十六年三月三十一日

人事院総裁 中島 忠能